

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

【第1問】次の【事例】を読んで、【設問1】に答えなさい。（配点30点）

【事例】

- Y 株式会社（以下「Y 社」という。）は、家庭用精米機の製造・販売を業としており、種類株式発行会社ではない。Y 社の定款には、株式の譲渡による取得について会社の承認を要する旨の定めはない。Y 社の取締役には、代表取締役である A のほか、B・C・X が就任している（取締役の数は合計4名。）。
- 令和3年10月8日、適法な招集手続を経て Y 社の定時株主総会（以下、「本件株主総会」という。）が開催された。本件株主総会の招集通知には、会議の目的事項として、事業報告、計算書類の報告および剰余金配当の件が記載されていた。本件株主総会には、Y 社の株主 54 名のうち 46 名が株主自らまたは代理人を通じて出席した。
- 本件株主総会において、剰余金配当につき Y 社が提出した議案が可決された後、議長を務めていた A が、X を Y 社取締役から解任することを会議の目的とすることを提案し、付議したことろ、定足数に足りる議決権が行使され、賛成の議決権行使が決議の成立に必要な数に達したため、A は X を Y 社取締役から解任する旨の決議が成立したことを宣言した（以下、この株主総会決議を「本件決議」という。）。本件決議の成立を受けて、Y 社は、同日に X に対して、取締役から解任する旨の通知を送付した。なお、X の Y 社取締役の任期は、令和4年の Y 社の定時株主総会の終結時までであった。

【設問1】令和3年11月19日の時点において X は本件決議の効力を否定したいと考えている。X はどのような手段により、どのような主張をすることが合理的か、また、X の請求は認められるか、答えなさい。なお、X は Y 社株式を保有していない。

【第2問】次の【設問2】および【設問3】に答えなさい。（配点20点）

【設問2】会社法38条10項2号に該当する場合には、同号に定める事項について、同条1項から9項までの規定を適用しないこととされているのはなぜか、5行以内で説明しなさい。

【設問3】会社法428条1項が、356条1項2号の取引のうち自己のためにした取引に限って、その取引をした取締役の423条1項の責任について任務を怠ったことがその取締役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができないとしているのはどのような趣旨によるものか、5行以内で説明しなさい。